

首相は「不起訴相当」

収支報告書 虚偽記入 検審議決、事件に幕

鳩山由紀夫首相の元公設第1秘書が有罪となった資金管理団体などの収支報告書虚偽記入事件で、東京第4検察審査会は26日、政治資金規正法違反の疑いで告発された首相を嫌疑不十分で不起訴とした検察の判断を支持、「不起訴相当」とする議決を公表した。市民から選ばれた審査員11人の多数決。議決は21日付。事件は事実上終結した。

●関連記事2・19面に

これを受け、首相は自身の「政治とカネ」問題は終結したと強調したい考え。記者団には「すべて厳粛に受け止める」と表明した。現職首相への議決は初め

て。自らの資金管理団体をめぐる収支報告書虚偽記入事件で不起訴となった小沢一郎民主党幹事長については、別の検察審査会が審査している。

議決は、虚偽記入について「元公設秘書以外の者は知らず、首相は一切関与していない」ということで関係者の供述が一致しており、首相が積極的に加担しなればならない動機も見いだしたい」と指摘。

一方で、虚偽記入や実母からの資金提供の認識を否定した首相の上申書については「素朴な国民感情として、このようなことは考えがたく、一方的な言い分に

すぎない内容に疑問を投げかける声が少なからずあった」と付言した。

首相が元政策秘書(55)を資金管理団体の会計責任者とした点は、選任と監督に相当の注意を怠ったとはいえないと判断。しかし、罰

則規定は「政治家に都合がよい」として、規正法改正を求める意見があったとも付け加えた。

これに関し、平野博文官房長官は記者会見で「検察の判断、検察審査会の判断がされたのだから、一つの区切りであると思う」と述べた。

東京地検特捜部は昨年12月、資金管理団体「友愛政経懇話会」など2団体の収支報告書に計約3億9千万円分水増しするなどと

して、規正法違反の罪で勝場啓二元公設秘書(59)を在宅起訴。禁固2年、執行猶予3年とした22日の東京地裁判決が確定する見通し。

元政策秘書は規正法違反(重大な過失)の罪で略式起訴され、罰金30万円を納付。首相とともに審査を申し立てられたが、併せて不起訴相当の議決となった。

特捜部が首相を嫌疑不十分で不起訴としたため、1月に「鳩山由紀夫を告発する会」と名乗る団体が審査を申し立てていた。

小沢氏「判断冷静に」

自身の事件でも期待感

民主党の小沢一郎幹事長は26日午後の記者会見で、資金管理団体の収支報告書虚偽記入事件で、東京地検特捜部が小沢氏を不起訴としたことこの可否を検討し

ている検察審査会の議決が近く予想されていることについて「強制捜査の結果として潔白を証明してもらったと思う。検察審査会もそのことを冷静に受け止

め、ご判断いただければいいなと思っっている」と強調した。

地検の不起訴判断が支持されることに強い期待感を示したものだ。ただ、議決

め、ご判断いただければいいなと思っっている」と強調した。

地検の不起訴判断が支持されることに強い期待感を示したものだ。ただ、議決